

1. 年収の壁・支援強化パッケージについて

厚生労働省は、9月27日にいわゆる「年収の壁」を意識せずに働けるようにするための「パッケージ」を発表しました。

「106万円の壁」対策としては、配偶者の扶養に入り、従業員101人以上の企業などで働く人が、扶養を外れ、みずから厚生年金や健康保険の保険料を支払うようになった場合、賃上げに取り組むなどして、実質的に保険料を肩代わりする企業に、1人当たり原則3年間、最大50万円の助成金を支給するとしています。

具体的には社会保険料の算定対象外となる「社会保険適用促進手当」の支給、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長などの条件が発表されています。

また、「130万円の壁」対策としては、従業員100人以下の企業など、厚生年金などが適用されていない職場で働く人が、扶養を外れ、みずから国民年金や国民健康保険の保険料を支払うようになるような場合、一時的な増収であれば連続2年まで扶養にとどまるとしています。この場合事業主側が一時的な増収と証明し、保険者(扶養している配偶者が働く企業の健康保険組合や協会けんぽ)が認める必要があります。

今回の「パッケージ」は10月1日から実施されていますが、厚生労働省は、自営業者の配偶者など、みずから保険料を支払う人との公平性に欠くとした指摘もあることから、今後、扶養の在り方や、厚生年金への加入要件の緩和といった制度の見直しも検討し、誰もが「壁」を意識せずに働ける環境を実現したいとしています。

厚生労働省発表の資料については以下をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

2. 11月は「厚生労働省 過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は「過労死等防止対策推進法」に基づき毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどが行われております。過労死等の件数は近年高止まりの状況にあるとされておりますが、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が、建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用となることもあり、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行うことが求められています。月間中は、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などが行われ、その対象は以下の事業場等とされています。

<重点監督指導の対象とされる事業場とは>

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ② 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

重点的に確認する事項としては、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか、賃金不払残業が行われていないか、不適切な労働時間管理はないか、長時間労働者に対する医師による面接指導等、健康確保措置の有無等としています。

労働時間が長くなるほど睡眠時間は短くなる傾向にあります。企業としては、今後もこのような労働者の健康問題を踏まえ、過重労働防止の施策を考えていく必要があります。長時間労働の削減に向けて事業主と取り組むべきことの第一歩は「労働者の労働時間を適正に把握する」ことです。36協定の内容を周知して過重労働の防止に努めましょう。

《11月は「過労死等防止啓発月間」です》

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35661.html



● 編集後記 ●

社労士に合格して早や22年。合格時の仲間6名と久しぶりに食事をしました。数名の職員をかかえて都心の一等地で社労士事務所の代表をやっている人、弁護士になった人、税理士の資格を取得して税理士事務所している人。一般企業定年後に労働基準監督署に嘱託勤務している人など。皆さん、とにかく立派になっていました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山